

令和6年第1回市議会定例会 審議案件一覧表（発議案）

No.	議案番号	件名	担当所属
1	発議案 11	令和6年3月実施予定の外房線等のダイヤ改正の見直し等を要望する決議について	福原三枝子議員 他 2 名
2	発議案 12	行政一般質問に係る誠実な答弁等を求める決議について	杉田至議員 他 2 名
3	発議案 13	鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	議会運営委員会
4	発議案 14	鴨川市議会ハラスメント防止条例の制定について	議会運営委員会
5	発議案 15	鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	議会運営委員会
6	発議案 16	鴨川市田原地区における太陽光発電事業の安全性等を求める決議について	佐藤和幸議員 他 2 名

発議案第 11 号

令和 6 年 3 月実施予定の外房線等のダイヤ改正の見直し等を要望する  
決議について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び鴨川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、  
別紙のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 22 日提出

提出者	鴨川市議会議員	福原	三枝子
賛成者	鴨川市議会議員	松井	寛徳
	〃	〃	本吉 正和

## 令和6年3月実施予定の外房線等のダイヤ改正の見直し等を要望する決議（案）

JR外房線、内房線、京葉線は、本市と都心部を繋ぐ路線として、市民の通学や通勤などの足として利用されているほか、観光客等の利用にも資するなど、地域経済の基盤として、本市のまちづくりと連動した重要な公共交通機関としての役割を担っている。

こうした中、先に貴社が発表した令和6年3月16日に実施されるダイヤ改正は、京葉線における朝夕時間帯の快速の廃止、快速の大幅な減便、特急「わかしお」の一部運転取りやめや終着駅変更など、沿線住民や観光客等の利便性を低下させ、房総半島の魅力を損なう内容となっており、本市のまちづくりや地域経済にとっても深刻な影響が懸念されることから、本市議会として到底容認できるものではない。

京葉線における通勤快速の廃止にあっては、沿線自治体の強い反発もあり、後に朝時間帯における内房線及び外房線から京葉線を直通する列車2本が快速に変更されたものの、その変更だけでは沿線住民の声を十分に反映したものとは言えない。

貴社におかれては、沿線自治体との連携のもと、これまでと同様に沿線住民の移動や地域経済への貢献という鉄道事業者としての使命を果たしていただくよう念願するものである。

よって、本市議会は、令和6年3月実施予定のダイヤ改正を見直し、京葉線の直通運転をはじめ、現行の運行本数の維持・拡充を強く要望するものである。

以上、決議する。

令和6年2月22日

鴨川市議会

東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社長

発議案第 12 号

行政一般質問に係る誠実な答弁等を求める決議について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び鴨川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 4 日提出

提出者	鴨川市議会議員	杉田 至
賛成者	鴨川市議会議員	川崎 浩之
〃	〃	佐久間 章

## 行政一般質問に係る誠実な答弁等を求める決議（案）

議員の行政一般質問は、市長をはじめとした執行部に対して、事務の執行状況や将来の方針、課題などの行政全般について質問する最も大切な議員活動である。

この度行われた(令和6年第1回定例会)、行政一般質問の一部において、議員の通告に対し不誠実な答弁が執行部から為された。鴨川市議会会議規則に基づく期間内に具体的な質問内容を事前通告したにもかかわらず、質問の本旨に沿うものではなかった。

また、議長より質問内容に応じた答弁を促されたにも関わらず、これに応じることなく、同じ答弁に終始した。

行政一般質問は、自治体としての公式見解を求めるものであり、答弁内容は執行部側が質問の趣旨を理解し、「問われた」内容と噛み合う答弁を行うことが求められる。しかし、今回はそのような努力は感じられず遺憾と言わざるを得ない。

もとより二代表制と言われる地方自治体の執行機関と議決機関は、それぞれが住民を代表する対等な機関として、相互に抑制と均衡を図りながら、住民福祉の向上に努めてきた。昨年の5月には地方自治法の一部を改正する法律が施行され、改めて議会の役割と議員の職責等が明記されたところでもある。

主権を有する市民参画のもと、市民の意思に基づく適正かつ公正な市政運営こそが地方自治の本旨に即した住民自治の姿であり、その根源にあるのは、行政機関に対する市民の負託と信頼にほかならない。

よって、本市議会は、情報の開示と合わせ、議員の行政一般質問に対して真摯に向き合い、しっかりと意思疎通を図り、誠実に対応するよう強く求める。

以上、決議する。

令和6年3月4日

鴨川市議会

発議案第 13 号

鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 川崎 浩之

鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、鴨川市議会議員（以下「議員」という。）が鴨川市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をす  
る者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状  
況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的  
とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の  
解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散に  
よる選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30  
日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員であ  
る期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における鴨川市に対する請負（当該前会計年  
度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告  
しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内  
容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場  
合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第 4 条 議長は、第 2 条の規定による報告及び訂正について、当該報告をすべき期限の翌  
日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 何人も、前項の規定により保存されている報告及び訂正を閲覧し、又は議長に対し当  
該報告及び訂正の写しの交付を請求することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年度以後の年度における請負について適用す

る。

発議案第 14 号

鴨川市議会ハラスメント防止条例の制定について  
鴨川市議会ハラスメント防止条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 川崎 浩之

鴨川市議会ハラスメント防止条例

二元代表制の下、市民から負託を受けた議員は、公共の福祉の増進を図ることを基本とするとともに、その役割を深く自覚し、品位と名誉を守り、本市の発展のために尽力しなければならない。

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、被害者の心身に影響を及ぼし、職務への支障にもつながり、ひいては市民サービスを低下させ、並びに鴨川市議会（以下「議会」という。）に対する社会の信用及び信頼を失わせる行為である。

よって、議会は、全ての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止並びにその根絶のために必要な事項を定め、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の優位性を背景に適正な範囲を超えて他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する言動をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント 妊娠又は出産に関する他の者の勤務環境を害する言動及び妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用に関するその者の勤務環境を害する言動をいう。
- (4) 介護に関するハラスメント 介護に関する制度又は措置の利用に関する他の者の勤務環境を害する言動をいう。

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員並びに同条第 3 項第 1 号から第 2 号まで、第 3 号、第 3 号の 2 及び第 5 号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

（議長の責務）

第 3 条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントと認める行為があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（議員の責務）

第 4 条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観をもち、ハラスメントが個人の人格



及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。

(研修等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等を実施しなければならない。

(事実関係の把握)

第6条 議長は、議員から第4条第3項の規定による報告があったとき、又は議員若しくは職員からハラスメントに関する申出若しくは相談があったときは、必要に応じて申出者、相談者又は当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

(対応措置)

第7条 議長は、前条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、当該議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表等の必要な措置を講じなければならない。

(審査委員会)

第8条 議長は、第6条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査委員会を設置することができる。

2 審査委員会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。

3 審査委員会の組織及び運営については、議長が別に定める。

(被害者等のプライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長の職務の代行)

第10条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは議長及び副議長を除く年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第 15 号

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 川崎 浩之

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則

鴨川市議会会議規則（平成 17 年鴨川市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 議員の派遣（第 159 条）」を 「第 7 章 協議又は調整を行うための  
第 8 章 議員の派遣（第 160 条）  
場（第 159 条）」に、「第 8 章」を「第 9 章」に、「第 160 条」を「第 161 条」に改める。

第 8 章中第 160 条を第 161 条とし、同章を第 9 章とする。

第 7 章中第 159 条を第 160 条とし、同章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

第 159 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 159 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	議案の審査、議会の運営、市政の重要政策等その他議会の活動に関し協議又は調整を行う。	全ての議員	議長
議会広報委員会	鴨川市議会報の編集及び発行、議会ホームページの編集等議会の広報に関し協議又は調整を行う。	議会広報委員会 委員	委員長

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

発議案第 16 号

鴨川市田原地区における太陽光発電事業の安全性等を求める決議について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び鴨川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 22 日提出

提出者	鴨川市議会議員	佐藤	和幸
賛成者	鴨川市議会議員	福原	三枝子
	〃	〃	松井 寛徳

## 鴨川市田原地区における太陽光発電事業の安全性等を求める決議（案）

現在、鴨川市田原地区において計画されている大型太陽光発電事業は、36万本にも及ぶ森林伐採のほか、全国的にも類を見ない150ヘクタールに及ぶ広大な造成工事(計画)を伴うものであり、本事業は、2019年4月に林地開発許可がおりてから、施工事業者の選定をめぐって長らく事業が休止されている。

2024年3月現在も、本事業は休止中であるが、2023年2月に事業者の代表が変更された以降も千葉県と当該事業者との協議が続いており、新たな許可基準に沿った安全面を最優先に考えた現実的な計画に見直すことの行政指導が行われている。

また、太陽光発電施設建設をめぐっては、全国的に土砂災害などが多発している現状を重く受け止め、国においては、林地開発許可基準の厳格化や環境アセスメントの導入など関係諸法令等の見直し改正が進められている。

2021年7月に発生した熱海市の土石流災害は記憶に新しいが、鴨川市においても2019年9月の令和元年房総半島台風、同年10月の東日本台風、2023年9月の令和5年台風第13号の暴風・豪雨によって甚大な被害がもたらされた。

昨年の台風第13号に伴う豪雨では、現計画の調節池の調節容量を上回る約355ミリ(24時間降水量)の降雨量が観測されたが、これは鴨川市における観測史上最大となる雨量であり、山林地の大規模開発は、将来的にも洪水や土砂災害を誘発し、激甚化させることが危惧され、多くの市民からの不安と安全対策を求める声も大きくなっている。

令和6年3月20日現在、当該事業計画の再考等を求める1万5千名を超える市民や市内外からの署名が集められており、これを主宰する市民団体においては、鴨川市長並びに千葉県知事への報告とともに、今後は関係諸法令等を所掌する経済産業大臣への提出を予定していることが周知されている。

市民の生命や財産を守り、市民福祉の一層の向上に資するため、その安全安心を担保することも二元代表制の一翼を担う市議会の使命であると考えます。

よって、本市議会は、関係諸法令等のもとより、千葉県の新たな行政指導、千葉県並びに鴨川市との間に締結した既存のすべての協定等の遵守とともに、改めて本事業の安全性の確保と自然環境の保全・維持を強く求める。

以上、決議する。

令和6年3月22日

鴨川市議会

(資料)

令和6年第1回  
鴨川市議会定例会

— 発議案説明資料 —

令和6年3月22日提出

目          次

議案番号	議案名	ページ数
発議案第 13 号	鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	3
発議案第 14 号	鴨川市議会ハラスメント防止条例の制定について	5
発議案第 15 号	鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	8

## 発議案第 13 号

### 鴨川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

#### 1 提案理由

令和 5 年 3 月 1 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 101 号）により議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことから、議会運営の公正、事務執行の適正を図ることを目的に、本市議会議員と本市との間の請負の状況の透明性を確保するために必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするもの。

#### 2 内容

##### (1) 目的（第 1 条）

鴨川市議会議員と鴨川市との間の地方自治法第 92 条の 2 に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

##### (2) 報告（第 2 条）

ア 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。）における鴨川市に対する請負について、議長に対し、次の事項を報告しなければならないこととする。

(ア) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- a 請負の対象とする役務、物件等
- b 契約締結日
- c 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- d 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(イ) (ア) d に掲げる総額の合計額

イ 議員は、アの報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならないこととする。

##### (3) 報告の一覧の作成及び公表（第 3 条）

議長は、(2) アの請負状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないこととする。

(4) 報告等の保存及び閲覧等（第4条）

ア (2)の報告及び訂正は、議長において当該報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないこととする。。

イ 何人も議長に対し、アにより保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができることとする。。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和5年度以後の年度における請負から適用する。



## 発議案第 14 号

### 鴨川市議会ハラスメント防止条例の制定について

#### 1 提案理由

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、被害者の心身に影響を及ぼし、職務への支障にもつながり、ひいては市民サービスの低下させ、並びに鴨川市議会（以下「議会」という。）に対する社会の信用及び信頼を失わせる行為であることから、議会として、ハラスメントの根絶と未然防止に努めることを決意し、全ての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、本条例を制定しようとするもの。

#### 2 内容

##### (1) 目的（第1条）

議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止並びにその根絶のために必要な事項を定め、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

##### (2) 定義（第2条）

ア この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

(ア) パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の優位性を背景に適正な範囲を超えて他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する言動をいう。

(イ) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

(ウ) 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント 妊娠又は出産に関する他の者の勤務環境を害する言動及び妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用に関するその者の勤務環境を害する言動をいう。

(エ) 介護に関するハラスメント 介護に関する制度又は措置の利用に関する他の者の勤務環境を害する言動をいう。

イ 職員とは、一般職に属する職員及び特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

##### (3) 議長の責務（第3条）

議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントと認める行為があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じな

なければならないこととする。

(4) 議員の責務（第4条）

ア 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならないこととする。

イ 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならないこととする。

ウ 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる行為があると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならないこととする。

(5) 研修等（第5条）

議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等を実施しなければならないこととする。

(6) 事実関係の把握（第6条）

議長は、議員から（4）ウによる報告があったとき、又は議員若しくは職員からハラスメントに関する申出若しくは相談があったときは、必要に応じて申出者、相談者又は当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならないこととする。

(7) 対応措置（第7条）

議長は、（6）の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、当該議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表等の必要な措置を講じなければならないこととする。

(8) 審査委員会（第8条）

ア 議長は、（6）の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査委員会を設置することができることとする。

イ 審査委員会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。

ウ 審査委員会の組織及び運営については、議長が別に定めることとする。

(9) 被害者等のプライバシーの保護（第9条）

議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とする。

(10) 議長職務の代行（第 10 条）

議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは議長及び副議長を除く年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

3 施行期日

公布の日

発議案第 15 号

鴨川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設置するため、鴨川市議会会議規則(平成 17 年鴨川市議会規則第 1 号)の一部を改正するもの。

2 内容

議会内に議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、議員全員協議会及び議会広報委員会を設置する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市議会会議規則 新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
略	略
第 6 章 懲罰(第 153 条—第 158 条)	第 6 章 懲罰(第 153 条—第 158 条)
<u>第 7 章 議員の派遣(第 159 条)</u>	<u>第 7 章 協議又は調整を行うための場(第 159 条)</u>
第 8 章 補則(第 160 条)	<u>第 8 章 議員の派遣(第 160 条)</u>
略	第 9 章 補則(第 161 条)
(新設)	略
(新設)	第 7 章 協議又は調整を行うための場
	第 159 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関

<p style="text-align: center;">第7章 議員の派遣</p> <p>第159条 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 補則</p> <p>第160条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 議員の派遣</p> <p>第160条 略</p> <p style="text-align: center;">第9章 補則</p> <p>第161条 略</p> <p>別表（第159条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">構成員</th> <th style="text-align: center;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員全員 協議会</td> <td>議案の審査、議会の運営、市政の重要政策等その他議会の活動に関し協議又は調整を行う。</td> <td>全ての議員</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>議会広報委員会</td> <td>鴨川市議会報の編集及び発行、議会ホームページの編集等議会の広報に関し協議又は調整を行う。</td> <td>議会広報委員会委員</td> <td>委員長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	議員全員 協議会	議案の審査、議会の運営、市政の重要政策等その他議会の活動に関し協議又は調整を行う。	全ての議員	議長	議会広報委員会	鴨川市議会報の編集及び発行、議会ホームページの編集等議会の広報に関し協議又は調整を行う。	議会広報委員会委員	委員長
名称	目的	構成員	招集権者										
議員全員 協議会	議案の審査、議会の運営、市政の重要政策等その他議会の活動に関し協議又は調整を行う。	全ての議員	議長										
議会広報委員会	鴨川市議会報の編集及び発行、議会ホームページの編集等議会の広報に関し協議又は調整を行う。	議会広報委員会委員	委員長										

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。